原判決を破棄する。

被告人を懲役一〇年に処する。

原審における未決勾留日数中一〇〇日を右刑に算入する。

押収してある出刃包丁一丁(当庁昭和六一年押第一〇六号の10)を被害者Aに、ドライバー一本(同押号の13)を被害者三坂博にそれぞれ還付する。

本件控訴の趣意は、弁護人吉田良夫作成名義の控訴趣意書に記載のとおりであるから、これを引用する。

なお、弁護人は、控訴趣意書第一に記載の点は、量刑不当の事情として述べるものである旨付陳した。

## 控訴趣意について

論旨は、量刑不当の主張であるが、所論にかんがみ、記録及び証拠物を調査し、当審における事実取調べの結果をも併せ検討するに、被告人は、原判示認定のとおり、(1)強盗の目的で、夜間、軽井沢町地内の別荘に侵入し、就寝中のB(四四歳)及びその長女(中学生)に対し、所携の出刃包丁を示し、「騒ぐと殺すぞ」ともと申し向け、右両名の手足をビニールテープあるいは布紐で縛つてベツドに図するなどの暴行脅迫を加え、その反抗を抑圧して、右B所有の現金約八万五〇〇時はか三点在中の財布一個(物品の価格合計約四万五〇〇円相当)を強取した上、知るを強姦し、(2)その前後一か月の間に、一六回にわたり、三重、岐阜、知るを強姦し、(2)その前後一か月の間に、一六回にわたり、三重、岐阜、知るを強姦し、(2)その前後一か月の間に、一六回にわたり、三重、岐阜、知るを強姦し、(2)を明本では、別荘等から現金合計約一三万三三〇〇円相当)を窃取し、さらに、(3)窃証の目的で松本市内の工場に侵入し、金品を物色したが、発見されて逮捕されたため、その目的を遂げなかつたものである。

してみると、窃盗の各犯行については、被害物品のうちかなりのものが被害者に仮還付されており、実害の程度はさほど大きくないこと、被告人は、原判示第三の建造物侵入、窃盗未遂の犯行で逮捕されるに及び、自らの年令のことなども考え、従前の生活を清算するつもりで、本件各犯行について詳細に自供し、出所後は援助の手を差しのべてくれる知人を頼って真面目な生活を送るつもりである旨述べてり、現在においては、反省改俊の情を示していることなど、被告人のために斟酌し、現在においては、反省改俊の情を示していることなど、被告人のために斟酌して、被告人に対する原判決の懲役一〇年(未決勾留日数一〇〇日算入)の刑はやむを得ないところであり、その量刑が重きに過ぎて不当であるとは考えられない。

論旨は理由がない。 二 被害者還付の言渡しについての職権調査

職権により調査するに、原判決は、主文第三項において、「押収してある粘着テープー巻(昭和六〇年押第三八号の6)、粘着テープ(使用ずみでまるめたもの、同押号の7)を被害者に、出刃包丁一丁(同押号の10)を被害者Aに、ドライバー一本(同押号の13)を被害者Cにそれぞれ還付する。」との言渡しをし、「法令の適用」の項において、「押収してある粘着テープー巻(昭和六〇年押第三八号の6)、粘着テープ(使用ずみでまるめたもの、同押号の7)は被害者不明の賍

〈要旨第一〉ところで、押収した賍物を終局判決において被害者に還付する旨の言渡しをするためには、その賍物が刑事〈/要旨第一〉訴訟法三四七条一項に規定する要件を具備するものであることが必要であり、右要件を具備するものであることが判決自体から明らかであるように、その賍物が、当該判決において罪となるべき事実として認定された犯罪事実にかかる賍物であること、そして、右認定された犯罪事実が複数の場合にはそのうちのどの犯罪事実にかかる賍物であるかを明示する必要があるものと解される。

があるものと解される。 〈要旨第二〉然るところ、前示のとおり、原判決には、右各粘着テープが本件のどの犯行の賍物であるか認定判示されて〈/要旨第二〉おらず、刑事訴訟法三四七条一項にいう還付の対象となる「賍物」であることが明示されていないことに帰するものというほかはなく、この点において、原判決には理由不備の違法があるものといわなければならない。

結局、右の点において原判決は破棄を免れないものというべきである。 三 破棄自判

よつて、刑事訴訟法三九七条、三七八条四号により、原判決を破棄し、同法四〇〇条但書により、被告事件について更に次のとおり判決する。

原判決の認定した事実に、原判決挙示の各罰条のほか、牽連犯、累犯加重、併合 罪加重に関する各法令を適用し、その処断刑期の範囲内で被告人を懲役一〇年に処 し、刑法二一条により、原審における未決勾留日数中一〇〇日を右刑に算入し、押 収してある出刃包丁一丁(当庁昭和六一年押第一〇六号=原庁同六〇年押第三八号 の10)は、原判示第二の別紙犯罪一覧表番号13の窃盗罪の、同じくドライバー 一本(前同押号の13)は、同一覧表番号12の窃盗罪の賍物であつて、いずれも 被害者に還付すべき理由が明らかであるから、刑事訴訟法三四七条一項により、右 出刃包丁一丁については被害者Aに、ドライバー一本については被害者Cにそれぞ れ還付し(なお、記録及び証拠物を検討してみると、前記粘着テープー巻〈前同押号の6〉及び使用ずみの粘着テープ〈前同押号の7〉については、被告人は、これ らを原判示第二の別紙犯罪一覧表番号11の窃盗の犯行の際、同一覧表に記載のD 方別荘からE所有のノミー丁と共に窃取したもので、後に原判示第一の犯行の際に使用し、その犯行の現場に遺留したものである旨自供しているが〈被告人の司法警 察員に対する昭和六〇年八月一七日付、同月二三日付、検察官に対する同年一〇月 一一日付、同年八月一五日付各供述調書・記録第六冊一五一四丁以下、第五冊六六 一丁裏以下、第六冊一五七一丁以下、第五冊六九七丁以下〉、右E作成の同六〇年 八月二日付被害届には被害金品としてノミー丁しか記載されておらず〈記録第四冊 八九三丁。なお、同人の司法警察員に対する同日付供述調書においても言及されていない。同九〇二丁以下〉、司法警察員作成の同月一六日付捜査報告書には、被告人の自供に基づき裏付捜査をしたが、粘着テープについては前記別荘における被害人の自供に基づき裏付捜査をしたが、粘着テープについては前記別荘における被害のはないと思料される捜査結果であった旨の記載があるところがら〈記録第四冊 八九八丁以下〉、果たして、右各粘着テープが被告人の自供のとおり前記一覧表番 号11の犯行の際に窃取したものであるか疑問の余地がないとはいい難く、被害者 に還付すべき理由が明らかとはいえないので、被害者還付の言渡しはしないことと する。)、原審及び当審における訴訟費用については、同法一八一条一項但書によ り、被告人に負担させないこととする。

よつて、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 船田三雄 裁判官 半谷恭一 裁判官 龍岡資晃)